

## 第 21 回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針

第 21 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、式典参加者その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送については、安全かつ確実にを行う必要があるため、次の方針に基づき、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら実施するものとする。

### 1 大会参加者の輸送

#### (1) 県外参加者の輸送

全国から来県する大会参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとし、県は必要に応じて関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

#### (2) 開・閉会式の輸送

開・閉会式における大会参加者の輸送については、より円滑な輸送が確保できるよう計画輸送を原則とし、県が関係機関等の協力を得て実施する。

#### (3) 競技会場地の輸送

競技会場地における大会参加者の輸送については、県が関係機関等の協力を得て実施する。

#### (4) 指定集合地の設定

県は、大会参加者の輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員及び道路交通事情等を考慮し、バス等の乗降場として、必要に応じて指定集合地を設ける。

### 2 一般観覧者の輸送

(1) 一般観覧者の輸送については、県が関係機関等の協力を得て、バス、タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車での開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況等に応じて必要な制限を行うとともに、自家用車での来場自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかける。

### 3 車両等及び駐車場の確保

(1) 大会参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 車椅子の利用などを考慮し、低床バスや福祉車両などバリアフリーに対応した車両の確保に努める。

(3) 県は、会場地周辺における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

### 4 交通安全対策

県は、大会開催期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。